

## 小児慢性特定疾病対策等の基本方針検討会の開催について

### 1. 目的

平成 27 年 1 月から改正児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病対策等が実施されているところ、同法第二十一条の五において「厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。」と規定されており、小児慢性特定疾病対策等の基本方針を定める必要がある。

そのため、雇用均等・児童家庭局長が参集する検討会を開催し、基本方針の具体的な内容について検討を行うこととする。

### 2. 構成等

- (1) 検討会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局母子保健課が行う。

### 3. 検討事項

小児慢性特定疾病対策等の基本方針について

### 4. その他

検討会は、原則公開とする。

## 小児慢性特定疾病対策等の基本方針検討会

平成27年7月3日 現在

氏名	所属・役職
安達 眞一	明星大学 教育学部 特任准教授
五十嵐 隆	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長 公益社団法人 日本小児科学会 会長
石川 広己	公益社団法人 日本医師会 常任理事
及川 郁子	聖路加国際大学 看護学部 教授
小林 信秋	認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク 会長
春名 由一郎	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 主任研究員
松原 康雄	明治学院大学 社会学部 教授
山本 圭子	栃木県 保健福祉部 保健医療監

※委員は五十音順  
敬称略